

市報第6号

水道管破裂事故についての損害賠償額の決定の専決処分  
報告

次の水道管破裂事故についての損害賠償額の決定については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成24年8月1日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成24年9月6日提出

横浜市長 林 文子

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 4,076,423円
- 2 被害者 青葉区市ケ尾町2,149番地の13  
株式会社グリーンコーポレーション
- 3 事故の概要 平成24年6月21日鶴見区潮田町において水道管の破裂に伴う浸水により、被害者の建物、設備等を汚損した。

**参 考**

事件の概要

1 発生日時

平成24年6月21日午後10時頃

2 発生場所

鶴見区潮田町1丁目60番地先

3 事故の状況

鶴見区潮田町1丁目60番地先の道路下に敷設されている内径25ミリメートル水道管が破裂し、地中から被害者の雨水浸透ますへ流れた水があふれて被害者の建物に浸水し、建物、設備等に損害を与えた。

4 事故の原因

本件水道管が老朽化し、破裂したことによる。

5 損害賠償の額の内訳

種 別	金 額
建 物 修 繕 費	2,966,250円
設 備 費	808,216円
諸 経 費	301,957円
計	4,076,423円

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊

急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。